条例手続のフロー

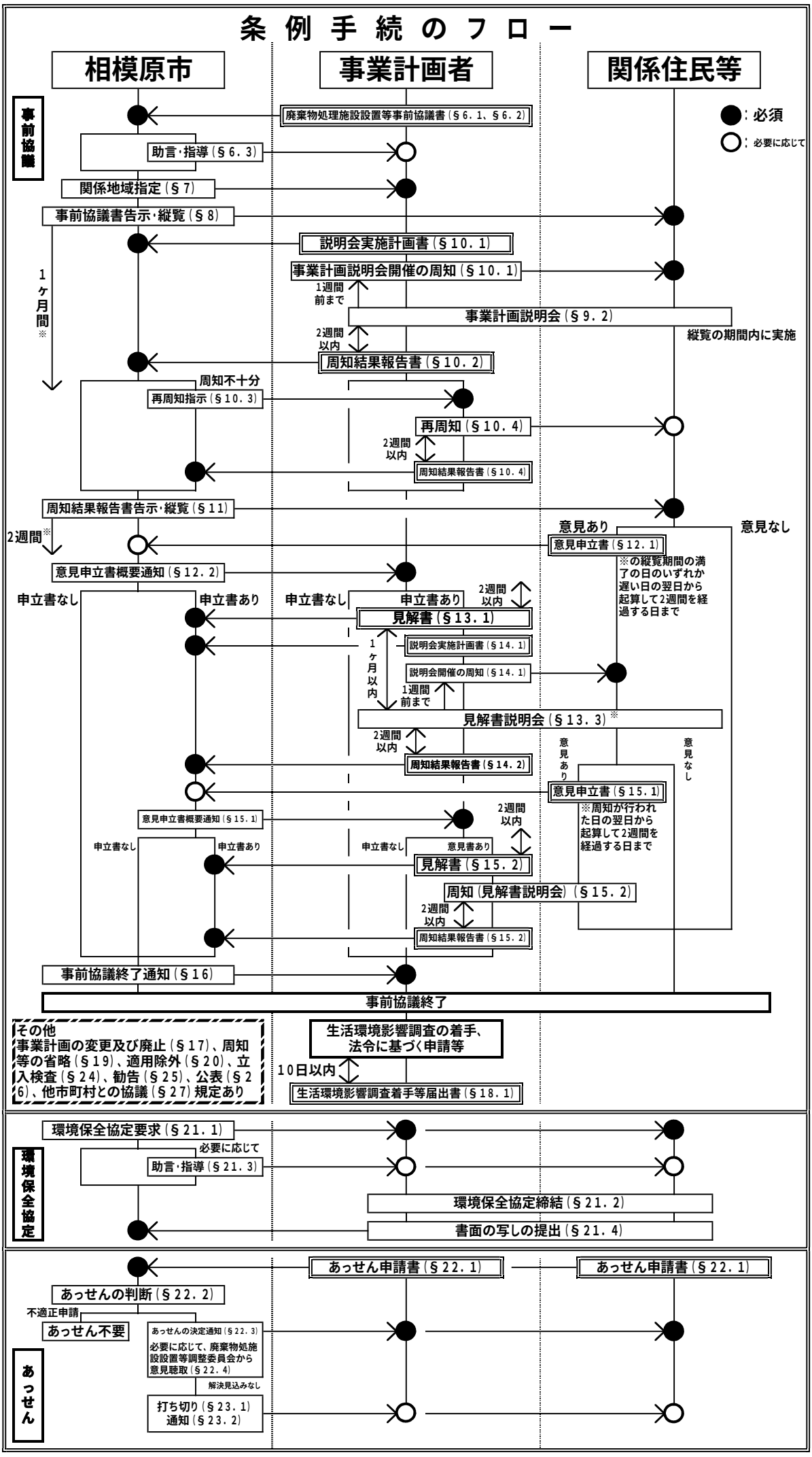
相模原市
事業計画者
関係住民等
●：必須
○：必要に応じて
事前協議
廃棄物処理施設設置等事前協議書（§6.1、§6.2）
助言・指導（§6.3）
関係地域指定（§7）
事前協議書告示・縦覧（§8）
説明会実施計画書（§10.1）
事業計画説明会開催の周知（§10.1）
1週間前まで
事業計画説明会（§9.2）
縦覧の期間内に実施
1ヶ月間※
2週間以内
周知結果報告書（§10.2）
周知不十分
再周知指示（§10.3）
再周知（§10.4）
2週間以内
周知結果報告書（§10.4）
周知結果報告書告示・縦覧（§11）
2週間※
意見あり
意見なし
意見申立書（§12.1）
※の縦覧期間の満了の日のいずれか遅い日の翌日から起算して2週間を経過する日まで
意見申立書概要通知（§12.2）
申立書なし
申立書あり
申立書なし
申立書あり
2週間以内
見解書（§13.1）
1ヶ月以内
説明会実施計画書（§14.1）
説明会開催の周知（§14.1）
1週間前まで
見解書説明会（§13.3）※
2週間以内
意見あり
意見なし
周知結果報告書（§14.2）
意見申立書（§15.1）
※周知が行われた日の翌日から起算して2週間を経過する日まで
意見申立書概要通知（§15.1）
2週間以内
申立書なし
申立書あり
申立書なし
意見書あり
見解書（§15.2）
周知（見解書説明会）（§15.2）
2週間以内
周知結果報告書（§15.2）
事前協議終了通知（§16）
事前協議終了
その他
事業計画の変更及び廃止（§17）、周知等の省略（§19）、適用除外（§20）、立入検査（§24）、勧告（§25）、公表（§26）、他市町村との協議（§27）規定あり
生活環境影響調査の着手、法令に基づく申請等
10日以内
生活環境影響調査着手等届出書（§18.1）
環境保全協定
環境保全協定要求（§21.1）
必要に応じて
助言・指導（§21.3）
環境保全協定締結（§21.2）
書面の写しの提出（§21.4）
あっせん
あっせん申請書（§22.1）
あっせん申請書（§22.1）
あっせんの判断（§22.2）
不適正申請
あっせん不要
あっせんの決定通知（§22.3）
必要に応じて、廃棄物処施設設置等調整委員会から意見聴取（§22.4）
解決見込みなし
打ち切り（§23.1）
通知（§23.2）